

議案第11号

川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年 2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市市税条例の一部を改正する条例

第1条 川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第24項の見出し中「平成28年度分」を「平成29年度分」に改め、同項中「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改める。

第2条 川崎市市税条例の一部を次のように改正する。

第14条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第23条の3中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第23条の4第1項第1号中「12.1分の2.4」を「8.4分の2.4」に改め、同項第2号中「12.1分の1.2」を「8.4分の1.2」に改める。

第62条を次のように改める。

（軽自動車税の納税義務者等）

第62条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車（法第442条第5号に規定

する軽自動車をいう。以下軽自動車税について同じ。) に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等(法第442条第3号に規定する軽自動車等をいう。以下軽自動車税について同じ。) に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定するもののほか、軽自動車税の納税義務者等については、法第443条及び第444条に定めるところによる。

第63条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条の次に次の6条を加える。

(環境性能割の課税標準)

第63条の2 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として法施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第63条の3 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第63条の4 環境性能割の徴収については、法第453条に定める申告納付の方法による。

(環境性能割の申告納付)

第63条の5 第62条に定める環境性能割の納税義務者は、法第454条

第1項の規定により、規則で定める申告書を市長に提出するとともに、その申告した環境性能割額を納付しなければならない。

- 2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第2項の規定により、規則で定める報告書を市長に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第63条の6 環境性能割の納税義務者は、前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について、正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、100,000円以下の過料に処する。

- 2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、発付の日から10日以内とする。

（環境性能割の減免）

第63条の7 次に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、市長が必要であると認めるものに対する環境性能割は、これを減免することができる。

- (1) 公益上その他の事由により、特に減免を必要とする軽自動車
- (2) 前号のほか、特別の事由があるもの

- 2 前項の規定によって環境性能割の減免を受けようとする者は、規則で定める様式による申請書にその事由を証する書類を添付して納期限までに市長に提出しなければならない。

第64条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改める。

- 第65条（見出しを含む。）、第66条（見出しを含む。）、第67条の2（見出しを含む。）及び第69条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第70条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第4項中「第442条の2第2項」を「第444条第1項」に、「法第447条第2項の規定により」を「当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として」に改める。

第71条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第442条の2第2項」を「第444条第1項」に、「報告しなかった」を「報告をしなかった」に改める。

附則第24項を附則第28項とし、附則第14項から附則第23項までを4項ずつ繰り下げる。

附則第13項（見出しを含む。）中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項を附則第17項とする。

附則第12項の次に次の4項を加える。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

13 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、神奈川県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

14 市長は、当分の間、第63条の7の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

15 第63条の5に定める申告納付については、当分の間、同条中「規則」とあるのは「法施行規則第33号の4様式」と、「市長」とあるのは「神奈川県知事」とする。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

16 軽自動車税の環境性能割の税率の特例は、次のとおりとする。

(1) 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第63条の3の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第63条の3第1号	100分の1	100分の0.5
第63条の3第2号	100分の2	100分の1
第63条の3第3号	100分の3	100分の2

(2) 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第63条の3第3号の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第1条及び附則第3項の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(法人の市民税に関する経過措置)

2 第2条の規定による改正後の川崎市市税条例（以下「新条例」という。）第23条の3及び第23条の4第1項の規定は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

3 第1条の規定による改正後の川崎市市税条例附則第24項の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分の軽自動車税については、なお従前の例による。

4 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、平成31年10月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

5 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部改正)

6 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例(平成21年川崎市条例第7号)の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

7 前項の規定による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の規定は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(川崎市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

8 川崎市市税条例の一部を改正する条例(平成26年川崎市条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例附則第13項」を「川崎市市税条例の一部を改正する条例(平成29年川崎市条例第 号)第2条の規定による改正後の川崎市市税条例(以下「平成31年新条例」という。)附則第17項」に改める。

附則第 8 項の表以外の部分中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「係る新条例」を「係る川崎市市税条例」に、「新条例附則第 1 3 項」を「平成 3 1 年新条例附則第 1 7 項」に改め、同項の表中「新条例第 6 4 条第 1 項第 2 号ア(イ)」を「川崎市市税条例第 6 4 条第 1 項第 2 号ア(イ)」に、「新条例第 6 4 条第 1 項第 2 号ア(ウ)」を「川崎市市税条例第 6 4 条第 1 項第 2 号ア(ウ)」に、「新条例附則第 1 3 項」を「平成 3 1 年新条例附則第 1 7 項」に改める。

(川崎市市税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 9 前項の規定による改正後の川崎市市税条例の一部を改正する条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成 3 2 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成 3 1 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

地方税法の一部改正に伴い、法人の市民税の法人税割の税率を改定すること、3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割を創設すること等のため、この条例を制定するものである。